

特 集

核兵器及び原子力災害における赤十字の見解について

大山 啓都¹

要旨

2011 年は、赤十字にとって「核兵器」と「原子力災害」という 2 つの大きな問題について、自らの見解の再確認を迫られる年となった。この 2 つに対し、赤十字は、核兵器に対してはその使用の禁止を訴え、原子力災害に対しては不測の事態への備えを充実させるという、全く性質を異にするメッセージを発信するのであるが、唯一ここに赤十字の見解として共通する点があるとすれば、それは、これら主張の根拠が、「被災者支援」の視点に立脚していることである。人道援助団体としての赤十字のこのような姿勢は、軍事、政治、経済などに強く彩られるこれら 2 つの問題の様々な議論に赤十字らしい独自の光をあてるものであり、自らの直接的な活動を推進することのみならず、広く一般にこうした赤十字ならではの切り口、視点を紹介し、理解していただくことそのものにも大きな意義があると考えられる。

1. はじめに

2011 年 11 月、187 の赤十字・赤新月社からなる国際赤十字・赤新月社連盟（以下、連盟）に赤十字国際委員会（以下、ICRC）を加えた、いわば「オール赤十字会議」である赤十字代表者会議は、核兵器に対する赤十字の見解を未だかつてないほど明確に確認する決議を採択した。これは、第二次世界大戦後の赤十字の様々な試み、国際社会の時勢、そして国際人道法の理念を踏まえながら、主に ICRC がすすめてきた準備の成果である。

同年 3 月 11 日に日本を襲った未曾有の東日本大震災とそれが引き起こした福島での原子力災害は、それ自体が国際社会に大きな衝撃を与えたほか、上述の核兵器をめぐる赤十字の議論にも大きな影響をもたらした。また、同年 11 月に開催された連盟総会では、急遽、原子力災害における赤十字の役割を再確認するための決議を採択するに至った。

以下に、それぞれの決議にいたった背景や、その意義を紹介する。

2. 核兵器における赤十字の見解

2-1) これまでの経緯

第二次世界大戦後の 1946 年、赤十字社連盟の理事会は、核兵器を無差別兵器とみなし、ジュネーブ条約で禁止されている毒ガス兵器、細菌兵器などに核兵器を加えるよう、次回の赤十字国際会議に呼びかけた。しかし、1948 年のストックホルムでの赤十字国際会議では、核兵器の人的問題に対処するためには、従来のジュネーブ条約だけでは不十分であることが政府間で認識され、「原子力その他これに類する力を戦争目的に使用しない旨の誓約を各国が行うよう要請する」という決議がなされた。

1946 年から 2011 年までの間、核兵器を意識した決議が計 15 回、うち赤十字国際会議（政府代表も出席）では 8 回、赤十字代表者会議（オール赤十字会議）では 2 回、連盟総会（戦後当初は赤十字社連盟「理事会」）では 5 回採択されているが、1954 年の大洋州ビキニ諸島での核実験以後、赤十字（特に ICRC）は、当時の国際情勢下では核兵器の禁止を実現することは困難であるとの認識に立ち、真っ向から禁止を打ち出す路線を修正

¹ 日本赤十字社事業局国際部国際政策室主査

し、「どうすれば一般文民、傷病者、捕虜、病院その他の施設などの保護を全うすることができるか」という赤十字の実際の活動に結びつけたりⁱ、大量破壊兵器の一環として核兵器を禁じるⁱⁱという方向性にシフトしていったとみられる。

無論、日本赤十字社（以下、日赤）と核兵器の関わりについては1945年、広島、長崎への原爆投下時にさかのぼる。1945年の広島への原爆投下のおり、爆心地から至近距離に位置していたにもかかわらず、奇跡的に全壊をまぬがれた広島赤十字病院には、原爆投下直後から大勢の負傷者が運びこまれた。設備も医薬品もなく、医師や看護師もほとんどが死亡していた状況だったが、生き残った人による献身的な対応がおこなわれた。投下から1か月後、ICRCのマルセル・ジュノー博士が広島の惨状を聞き、その実態を確かめるべく外国人医師として初めて広島入りし、その惨状を世に伝えるとともに、当時のGHQと交渉して15トンの医薬品や医療資機材の提供を受けることに成功する。彼は「広島の人」ⁱⁱⁱとして今も慕われ、広島平和公園に記念碑が建立されている。以後、日赤としては、核兵器が人体に及ぼす影響について、唯一の被爆国としての発信を行ってきたことⁱⁱⁱ、また、核兵器の実験禁止に踏み込んだ提案^{iv}を行った経緯がある。しかし、それ以降、前述したような赤十字としての方向性の転換に伴い、目だった活動は行っていない。

2-2) 今、赤十字が核兵器廃絶を再び取り上げた理由

核兵器を取り巻く国際的な状況が近年変化をみせつつあることが背景にある。

(1) 2008年 潘基文国連事務総長「核軍縮5項目提案」

- ① 全NPT（核拡散禁止条約）加盟国による軍縮義務の履行を求め、強力な検証システムに裏付けられた「核兵器禁止条約」^vの交渉開始を検討する
- ② 安保理常任理事国による核軍備縮小・撤廃プロセス議論の開始
- ③ CTBT（包括的核実験禁止条約）^{vi}、FMCT（核分裂性物質生産禁止条約）^{vii}などによる「法の支配」の強化

- ④ 核兵器保有国の説明責任および透明性の強化
- ⑤ 核軍縮の補完的措置の必要性

国連総会会期中である2008年10月に国連本部で開催されたシンポジウム「国際連合と核兵器なき世界における安全保障」と題する基調演説で、国連の潘基文事務総長は、「核軍縮5項目提案」を発表した。このなかで、同氏は国連のトップとして公の場で「核兵器禁止条約」への支持を初めて表明した。この事務総長声明は、2010年に合意したNPT運用再検討会議の最終文書においても、「この事務総長提案に留意する」として正式に盛り込まれた。また、「核のない世界」に向けて、国連安保理を核問題の議論の場にすることも提案した。

(2) 2009年 オバマ大統領「ブラハ演説」

- ① 米国の国家安全保障戦略における核兵器への依存度を低下
- ② CTBT批准、カットオフ条約交渉開始、NPT体制強化を米国がけん引
- ③ 「核兵器のない世界」^{viii}への言及

2009年4月、米国とEU初の首脳会議のためにブラハを訪問したオバマ大統領が行った「核兵器のない世界」の実現に向けて世界をけん引していくことを誓った演説も注目に値する。そこには、国家安全保障戦略における核兵器への依存度を低下させるという発言が、非核国でなく核兵器保有国から出てきたという意義がある。

これら(1)(2)の2つの流れを受け、2009年9月には首脳レベルが参加し、オバマ大統領が議長を務めた核不拡散・軍縮に関する安保理サミットが開催され、NPT体制の強化、CTBTの早期発効の要請、など11項目の行動目標が全会一致で採択された。

(3) 2010年 NPT再検討会議において「国際人道法」に言及

特に、昨今の国家間での議論において、国際人道法への言及がみられるようになったことが新しい。例えば、一般演説で広島・長崎の被爆者が演説をした「核不拡散条約（NPT）再検討会議」（2010年5月）では、

核軍縮のための行動計画が採択されたが、そのなかに「すべての国が常に国際人道法を含むすべての国際法を遵守する必要性を再確認する」という文言が入った。これは今までなかったことで、赤十字が各国政府や市民団体から、その見解を求められるようになった。

「国際人道法」の文言は「核軍縮のための行動計画」の初案にはなく、スイス政府代表の発言により付け加えられたもので、英、仏が反対したが、その他の欧州諸国や中南米などが支持を表明した。

1996年の国際司法裁判所が出した勧告的意見においても、多くの関係者の注目が「核兵器廃絶」の文言に向けられ、「核兵器禁止条約」への流れにつながっていったが、ここで同じく勧告的意見に含まれていた「国際人道法」の切り口にもようやく光が当てられたのである。

(4) 2010年 ICRC 総裁声明「核兵器の時代に終止符を」

2010年4月、在ジュネーブ各国政府代表団に対して、ICRC 総裁のヤコブ・ケレンベルガー氏が声明を公表した。その冒頭では、「ICRC / 赤十字は、核兵器に関する議論が、軍事のおよび政治的考慮のみでなされるべきではなく、究極的には人間の利益、人道法の基本原則および人類全体の将来への考慮のもとでなされるべきである」という、赤十字の見解の根本を説いている。

より具体的には、ICRC が「核兵器の威嚇または使用は人道法の諸原則と諸規則に一般的に反する」とした1996年の国際司法裁判所が出した勧告的意見を歓迎し、「核兵器の使用が国際人道法に適合する状況を想像するのは難しい」と表明。そのうえで、核兵器が二度と使用されないことを主張し、そのために法的拘束力のある条約締結を訴えた。ICRC が、このように公式の場で、核兵器に特化した、しかも具体的な対策に言及した発言を行ったのははじめてであり、1950年半ばから赤十字がとってきた核兵器問題に対する路線に変化をもたらされたといつてよいだろう。

なお、2010年11月、広島で「広島の遺産」というテーマで開催されたノーベル平和賞受賞者世界サミット¹⁸に連盟を代表して出席、スピーチをした近衛忠輝連盟会長（日赤社長）は、こうしたICRC 発言も考慮

したうえで「核兵器は人道の理念に反する兵器である」との発言を行っている。

2-3) 2011年 赤十字代表者会議決議の内容

2011年に採択された決議は、赤十字が核兵器に対してとる見解を明確にするものである。そこで、2つの考え方を主張している。

- ① 核兵器の使用が、国際人道法の定める理念と一般的に両立しない
(1996年に国際司法裁判所が出した同様の勧告的意見への支持を表明)
- ② もし使用された場合、その結果に対応できる人道的援助能力が欠如している
(つまりその起こりうる事態に対し、誰もが適切に対応できないことの訴え)

そして、各国政府および各国赤十字・赤新月社に対し、次のようなアクションを要請する。

- ① 各国政府に対し、(法律上の解釈論に関わらず、つまり、核兵器の使用が限定的な条件において合法と解釈されるときも)、人道的観点から、核兵器を使用しないことを求める
- ② 各国政府に対し、法的拘束力を持つ国際的合意によって、核兵器の使用を禁じ、完全なる廃絶をするため、早急に決定を伴う交渉を行い、結論を導くことを求める
- ③ 各国の赤十字・赤新月社に対し、「人道外交」¹⁹を駆使し、一般市民、科学者、医療従事者などに対し、核兵器のもたらす破滅的な被害、核兵器の使用に起因する国際人道法上の問題、そしてこれらの兵器の使用禁止と廃絶につながる具体的行動の必要性について啓発活動を行うことを求める
- ④ 各国赤十字・赤新月社に対し、同じく「人道外交」を駆使して、各国政府に、赤十字のこうした核兵器問題における見解を普及することを求める

本決議を知ったいくつかの日本の関連 NGO や団体からは、これまで核兵器が軍縮や軍備管理などの技術的な切り口で語られることが多かったこと、他方、その非人

道性を強調することについては、日本においてはあまりにも当たり前の切り口で、アピール力が弱いという難点があること、そのなかにあつて、赤十字がその「当たり前」を論理的に説明し、その見解を明確にしたことを評価する意見が日赤に寄せられた。

2-4) 2011 年の赤十字代表者会議における反響

核兵器を議論するセッションでは、まず冒頭で広島、長崎を題材とした 5 分間のドキュメンタリーフィルムが上映され、続いて、日赤長崎原爆病院の朝長院長が自らの被爆者としての体験と、長年被爆者医療に関わってきた知見から、原爆がもたらした長期的な健康上の影響などについて語り、多くの反響を得るとともに決議採択への雰囲気作りに大きく貢献した。核兵器のもたらす惨禍を知らしめるということが、ICRC、ノルウエー、オーストラリアなどの共同議案提出社から、日赤に最も期待されていた役割であった。現に決議文には「日赤」、「広島」、「長崎」、そして各原爆病院など、日本に関係した多くのキーワードが盛り込まれているほか、近衛忠輝連盟会長がノーベル平和賞受賞者世界サミットで発言した内容にも言及するなど、日本の色が強く出ている。

決議の共同提出社は 187 社中、最終的に 30 社にのぼった。また、全体会議の関連セッションでは、日赤をはじめ、議案の共同提出社であるノルウエー、オーストラリアの赤十字など計 31 社が決議を支持する発言をした。赤十字代表者会議は多数決ではなく、コンセンサスを採用しているため、当日までに、決議案に異論を唱える可能性のある赤十字社への根回しは行われており、無事採択にいたったが、それでもある 1 社は、決議に対する意見として、以下の 2 点の懸念を主張したことに留意したい。

- ① 決議の目的や趣旨には全く賛同するが、あくまで方法論として、このように核兵器の使用禁止や廃絶の立場を声高に打ち出す、という手法は、一部政府からの信頼を失うリスクがあるため、必ずしもその達成のために最善の方法ではない
- ② むしろ、赤十字は「人道外交」を通じて、本問題解決の鍵を握るプレーヤー（政府）にとって、最も信頼できる存在であり続けることによって、その（政府への）影響力を行使することができる

2-5) 今後の展望

ICRC が中心となり赤十字が前回 2009 年の赤十字代表者会議から周到に準備をすすめてきた本決議であるが、結果として、「代表者会議」というオール赤十字の決議にとどまり、引き続いて開催される赤十字国際会議（ジュネーブ締約国政府代表も参加）で議題にすることができなかったことも現実として受け止めなければならない。その背景として、一部核保有国の支持が得られなかったということも聞いている。また、今回の議案の草稿段階から、共同提出社として日赤も協力をしてきたわけだが、例えば、その一環で内々に日本の外務省にも赤十字の論点をシェアしたところ、「正式なコメントは差し控えたい」というのが当時の反応であった。また、核兵器の問題は核不拡散、軍縮などの多くの要素が複雑に絡みあったバランスの上に成り立っており、今回の赤十字のように、核兵器の使用禁止のみを強調することは、こうしたバランスや繊細さを踏まえない、一方的なものとして受け取られかねず、広い賛同を得られないという指摘もあった。

今回の決議にうたわれているように、日赤をはじめとする赤十字の役割は、こうした核問題における赤十字の見解、特に、その国際人道法に立脚した切り口を各方面に広く理解してもらうよう働きかけることである。赤十字は「政府の補完的役割を果たす」という任務を持ち、政府と民間の間に立つユニークな存在である。このユニークな立場ゆえ、様々な機会に恵まれるという利点もあるだろう。2011 年 11 月の赤十字の決議採択後、2012 年 5 月には、ウィーンで開催された NPT（核拡散禁止条約）再検討会議準備委員会において、ノルウエーやオーストラリアを含む 16 の政府が「核軍縮の道徳的側面に関する共同声明」を発表し、そのなかで、赤十字代表者会議決議と国際人道法に言及した。また、同年 8 月の長崎市平和宣言や、広島で開催された IPPNW（核戦争防止国際医師会議）²⁴世界大会でも、赤十字の決議が引用されるなど、赤十字の見解への理解は広がりつつある。今後も、政府、市民など様々なレベルで赤十字の見解を理解してもらう努力、「人道外交」を続けていきたいと考える。

3. 原子力災害における赤十字の見解

3-1) 赤十字が原子力災害に再注目したいきさつ

東日本大震災が発生した 2011 年は、チェルノブイリ原発事故から 25 年目を迎える節目であり、これを記念する国際会議が同年 4 月にキエフで開催され、連盟が招待を受けるなど、世界的に原子力災害に国際社会の注目が集まったのはごく自然な流れであったといえる。しかし、実際には赤十字は東日本大震災以前から原子力災害と赤十字の課題を改めて提起しており、その担い手は他ならぬ日赤だったという事実がある。

2010 年 11 月、広島で開催されたノーベル平和賞受賞者世界サミットにおいて、連盟会長でもある近衛忠輝日赤社長は、ノーベル平和賞受賞団体の代表として「原子力事故がひとたび発生すれば、その人道的影響は核兵器と同じ、またそれ以上になりうる」こと、また「人道援助に携わる者も対応を余儀なくされる。しかも事故の影響は国際的に及ぶ」と訴えた。これを機に、日赤は、赤十字は原子力災害に対しても、今一度その人道援助機関としての役割を再確認すべきである、という問題提起をするようになる。

2010 年当時、翌 2011 年の一連の赤十字会議で核兵器決議を採択しようと慎重に準備してきた ICRC やノルウェー、オーストラリアの赤十字などは、原子力災害対策の必要性は認めるものの、核兵器と同じ会議の場でそれに言及することに賛同しなかった。赤十字が原子力災害を語る際には、その原子力技術の使用の妥当性に踏み込むことはなく、あくまで救護団体として不測の事態に備えることが目的である。彼らには、この切り口が持ち込まれることで、国際人道法に照らして使用禁止を明確に謳う核兵器決議の勢いがそがれること、そして、このことが、本決議に必ずしも賛成しない一部勢力に余計な反駁の材料を与えかねないという懸念があった。また、当時は、原子力災害の低い発生頻度、低線量の被ばくが人体にもたらす影響についても十分な科学的立証ができていないこと（科学的な統一見解が不在であること）も相俟って、この課題に赤十字が取り組むことにおける費用対効果、妥当性への疑問もあった。実際に連盟がチェルノブイリ原発事故後から継続的に支援してきた CHARP（チェルノブイリ人道支援プログラム）²⁰も、事故の記憶が薄れていくにつれて、国際的支援が得られに

くい状況に陥っていた。

しかし、こうした状況が 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災を契機に一転する。多くのメディア、そしてチェルノブイリ事故の時には存在しなかったソーシャルメディアという新しい媒体を通じて、おそらく今まで以上に原子力災害を身近に感じた国際社会は、その問題に一気に注目するようになったのである。ICRC や各赤十字・赤新月社も「核兵器とは明確に別の問題」とはしながらも、「原子力災害は核兵器と同じく重要な人道的問題」と認め、本来、同年 11 月の核兵器決議を議論するために 5 月に開催された有志の赤十字社による準備会議において、日赤に「赤十字が福島の実験から学ぶべきこと」を発表してほしい、と提案してきたほどであった。そしてこの 5 月の会議の結果、核兵器の問題をこれまでどおり ICRC がリードする一方、原子力災害の問題は平時の災害対応・対策の一つとして連盟がリードするという流れができ、連盟事務局が中心となって、急速連盟総会までの半年間で原子力災害関連決議の採択を目指すことになったのである。

3-2) 連盟総会決議の採択

本決議案は総会最終日の午後、前回から今回の総会までの 2 年間に発生したハイチ地震、東日本大震災など、国際的な大規模災害対応の教訓などを議論するセッションでの結論のひとつとして提案され、日赤をはじめ、チェルノブイリ原発事故を経験したウクライナ赤十字社、3 月 11 日以後、放射線に伴う問題を身近に経験した日本の隣国、大韓赤十字社から決議案に賛同する発言がなされた。また、ICRC も連盟総会においてはオブザーバーにすぎないが特別に発言し、ICRC が「核兵器テロ」の対応策などを検討していた矢先に福島の事故が起こり、それまでの蓄積しつつあったノウハウや個人線量計などの装備を日赤に提供したことを紹介し、ICRC としても、原子力災害への関心が高いことを表明した。

3-3) 連盟総会決議のフォローアップ

決議そのものは、一言でいうと、赤十字が原子力災害への取り組みを強化していくという決意表明を大きく超えないものである。そのため、決議採択後、2013 年の次の連盟総会に向けて、それをどのように解釈し、具現

化していくのがより重要となる。決議採択において、日赤はそのための第一回目の会合となる国際会議の開催を求め、それを日本で開催することを提案した。2012年5月、この申し出に基づいて、東京の日赤本社で開催された「原子力災害対策にかかる赤十字会議」には、原発保有国の赤十字社、またはその導入を検討中の国の社、またそのいずれでもないが本決議に関心の高い社など約50社が招待され、うち16の国と地域から50名余りが参加した。参加社にはスリーマイル事故を経験したアメリカ赤十字社やチェルノブイリを経験したロシア、ベラルーシ、ウクライナの各赤十字社、原子力大国であるフランスや中国の赤十字社も含まれる。その中で、最も直近かつ重大な原子力災害を経験した日赤は、その教訓として、原子力災害という不測の事態が自然災害という要因でもたらされ「複合災害」となったこと、限られた関係者だけで対応できるという想定が十分でなかったこと、実際には想定よりはるかに多くの一般市民や機関が巻き込まれ、影響を受ける地域は広範囲に及び、対応を要した事故は多岐に渡り、対応に要する時間は数十年と長く、影響を心配する動きは国境を越えて広がったことなどを強調し、その困難な現実のなかでも赤十字が果たしうる役割の可能性のあることを、自らの福島での救護の実体験や復興支援における葛藤などを通じて提案した。

原子力災害に向き合う各国の赤十字社、赤新月社の立場は必ずしも同じではない。原子力災害の持つ専門性、例えば放射線防護や除染のノウハウなどを赤十字が必ずしも持ち合わせないこと、自国政府との関係において原子力災害に取り組む任務を与えられていないこと、あるいは現時点で自国が原子力発電所を保有していないことなどの理由から、原子力災害への直接的な関わりに消極的な赤十字社が少なからずあるのも事実である。しかし、本問題を被災国の赤十字社だけでなく赤十字全体の問題・課題という視点で議論したことは、これまでにない、ほぼ初の試みではなかったかと思う。この点が、チェルノブイリ事故後の赤十字の対応と今回の対応が異なる点である。3日間の議論を踏まえて、参加各社は、「原子力災害の被災者支援」という命題が、一部の専門機関のみならず、政府でも事業者でもない中立的な立場で、かつ国内で草の根の組織を持つ赤十字が取り組むべき課題の一つであることを再確認し、それが赤十字の基幹事業である災害管理の延長線上にあること、また、その際には、原子力災害だけに特化した対策を進めるのではな

く、生物・化学工場の爆発などの対策にも応用できるようにすることが費用対効果の面で現実的であること、国際赤十字のネットワークを駆使して、各社間の情報や知識の共有、蓄積を促進すること、また、政府・関連国際機関との連携強化を進めることなどで一致した。

赤十字が具体的に着目するいくつかの課題としては次のようなことが挙げられる。

- ① 赤十字職員やボランティアの知識・技術・装備の向上。活動に従事するものの健康が守られなければ、活動の継続性も担保できないため
- ② 地域住民への啓発活動
- ③ 復興…心のケア、健康モニタリング、高齢者や子供などの弱者に焦点を当てた被災者支援

今後、新たに連盟事務局内に配置する担当者や、関心の高い赤十字社で構成する諮問グループなどを中心に、これらに取り組む準備を進めていく予定である。

赤十字の特徴の一つは、政府の補完的役割を果たすところにある。赤十字の被災者支援も、政府や自治体を補完する中で実施されるが、実際に事故が発生した場合、被災者支援に不可欠な情報を政府や事業者から入手できるかどうかという議論もあった。「政府が赤十字に対して情報提供を行わない可能性」「政府情報に十分な信頼がおけるかどうか」などという懸念を表明した赤十字社が数社あり、スリーマイル島原発事故を経験したアメリカ赤十字社も「正確な情報を迅速に提供しなければ、赤十字自身が住民からの信頼を失う危険」を指摘した。こうした議論に対し、「原子力災害対策の方針を赤十字として決めておくことが、各国政府や国際機関などに情報提供を促す際の根拠となりうること、そうした視点からも赤十字が被災者支援のための何らかの国際的なガイドラインを発信することは重要だ」とする意見もあった。

4. おわりに

繰り返しになるが、使用そのものを禁じる「核兵器」へのメッセージと、使用の是非には触れないものの、救護団体として不測の事態への備えを強化しようという「原子力災害」へのメッセージは、本質的には異なるものである。しかし、福島での「原子力災害」を目の当たりにし、また、福島での事故をきっかけに四半世紀以上

前のチェルノブイリでの悲劇を改めて振り返る時、我々赤十字は、原子力がひとたび時間と空間の制御を失った際、人体、生活、環境にいかなる影響をもたらすのかを知っておくべきであり、そしてそれにどのように備えるべきか、被災された方にどのような支援ができるか、という人道援助団体としての課題を改めて確認した。こうした被災者の視点で想像力を働かせると「もし核兵器が使用された場合は、その起こりうる結果に対し、赤十字を含む誰もが、人々の苦痛を軽減するという人道上の責任を十分に果たせないだろう」という、核兵器使用禁止の主張の根拠に通じるのは自然なことのように思える。ただし、だからといって、人道援助団体、救護団体である赤十字が、原子力に関連した不測の事態に対する備えをやめてしまうことにはならない。例えば、核兵器禁止決議をリードする ICRC ですら、その一方で「核兵器テロ」などにいかに現実的に備えるかを検討するプロジェクトを進めてきた。不測の事態に備え、現実的かつ直接的に市民の苦痛を軽減するために何ができるかを考えることが赤十字マインドであり、これらの問題もその例外ではないといえる。

i 1957 年 第 19 回赤十字国際会議（ニューデリー）決議 18

〔住民の保護〕…重ねて世界のすべての国々に対し、… 一般的軍縮を招来するための努力を盛んにし、特に人類を焼夷・化学・細菌・放射能その他の動因の恐るべき影響から、常時有効に保護する措置を採用するよう訴える。

1965 年 第 20 回赤十字国際会議（ウイーン）決議 28
〔無差別戦争の危険からの文民の保護〕…少なくとも左記の諸原則を遵守することは、国際的性格を有する武力紛争時の行動に責任あるすべての政府その他の当局の義務であることを厳粛に宣言する：戦争法規の一般諸原則は、核および類似兵器にも適用される。

ii 1969 年 第 21 回赤十字国際会議（イスタンブール）決議 14

〔大量破壊兵器〕新しい戦争技術、なかんずく大量破壊兵器が人類に対して有する危険を考慮し、…大量

破壊兵器の禁止に関する特別協定の採択は、国際人道法の発展に重要な寄与をなすものと思われ、…（1973 年、1977 年、1981 年国際会議でも同様の決議あり）

2009 年 赤十字代表者会議（ナイロビ）決議 7.5

〔ある種兵器の開発、使用、拡散に拠る人道上の影響の予防〕「赤十字運動の構成員に対し、各国政府に対し、武器使用に伴う人的コスト（犠牲）を減じるための包括的なアプローチを追及するよう働きかけることを求める」「各国政府に対し、生物・化学兵器に関連する条約を誠意をもって履行し、これら兵器を禁じるこれら規範を反映した国内法を整備することを求める」「各国政府に対し、断固たる、また迅速な核兵器廃絶に向けた努力を続けるよう、各国政府に対し強く要請する。」

iii 1954 年 専門家会議への出席

昭和 29 年（1954 年）、ICRC は核兵器禁止の実現性を協議すべく、各社から招かれた専門家による会議を主催した。ICRC からの要請を受けた日赤は、都築医学博士（原爆症第一人者）及び榎本重治（国際法学者）兩名を代表団として派遣した。都築博士は原子及び水素爆弾の使用・実験が人体に及ぼす影響について報告を行い、唯一の被爆国である日本の訴えは、会議参会者に深い印象を与えることとなった。

iv 1954 年 第 23 回連盟理事会における日赤の提案

これまでの国際会議決議では、原子兵器の禁止にのみ主力が置かれていたのに対し、日赤は昭和 29 年（1954 年）、ノルウェー・オスロで開催された第 23 回連盟理事会において、インド赤及びスウェーデン赤とともに原水爆実験禁止に踏み込んだ提案を行った。原案は賛成 38、反対 0、棄権 6 をもって可決され、連盟理事会は「原子力が平和的目的にのみ使用されることを確保するため原子力の国際的な有効な管理を行なうこと」及び「国民を原子力実験からの危険と損害から守るため有効な措置を講ずること」を各国に要請する決議を採択した。

1963 年 第 27 回連盟理事会における日赤の提案

昭和 38 年（1963 年）、スイス・ジュネーブで開催された第 27 回連盟理事会において、日赤代表団長の島津忠承社長が演説を行い、「核兵器の実験が禁止されることを熱烈に希望する」との決議案を提出した。この提案に対し、ユーゴスラビア、モロッコ、南アフリカ等から賛成演説があり、賛成 63、反対なし、棄権 4（中国、アルバニア、北朝鮮、トリニダードトバゴ）をもって可決された。

v 「核兵器禁止条約」

1996 年の国際司法裁判所が出した勧告的意見における「厳格かつ効果的な国際管理のもと、核軍縮につながる交渉を行い、これを完了する義務が存在する」という見解を受け、NGO が起草し、1997 年にコスタリカが「モデル核兵器禁止条約」を国連に初めて提出したのを皮切りに、NAM（非同盟運動）を中心に途上国や NGO など市民社会の支持が厚い。

vi CTBT（包括的核実験禁止条約）

2012 年 2 月現在で 182 カ国が署名、157 カ国が批准しているが、発効要件国（核保有国を含む 44 カ国）の批准が完了していないため未発効である。

vii FMCT（核分裂性物質生産禁止条約。通称カットオフ条約）

1993 年 9 月にクリントン米大統領（当時）が国連総会演説で提案した。事実上パキスタンが交渉の進展をブロックしている状況にある。

viii 「核兵器のない世界」

2007 年 1 月、キッシンジャー、シュルツ米両元国務長官（共に共和党で「核抑止」の支持者）などが「核兵器のない世界」というアピールを行った。これは冷戦思考に終止符を打ち、潜在的核保有国、テロリストへの核拡散のリスク拡大を背景に、国家安全保障戦略における核兵器の位置づけを再考しようとするもの。オバマ演説はこの流れを組んでいる。

その後 2010 年 4 月、2001 年以來 9 年ぶりに発表された米国核体制見直し報告書（Nuclear Posture

Review）はこうした提言を踏まえ、核兵器への相対的依存度を低下させる方針を打ち出した。具体的には「非核兵器」（通常兵器）に対する抑止としての核兵器の役割を低減すべきとするもの。つまり、抑止力とは、相手にこちらが実際に使うと思わせることが重要であり、威力が大きすぎて使えない核兵器よりも、たとえば、発展したミサイル技術（＝通常兵器を運ぶ技術）により、すぐれた通常兵器のほうが抑止力になる、という考え方である。よって、核兵器を「すべての攻撃に対する抑止力」ではなく、あくまで「核攻撃」への抑止力と限定するもの。「非核国」には使わない、というのが現行のアメリカの政策であり、核保有を即放棄する考えではない。

ix ノーベル平和賞受賞者世界サミット

平和創造、暴力・紛争の分析、社会環境問題分野において、世界が直面している問題に関する討論の場として、またノーベル平和賞受賞者の傑出した専門知識を活用する機会として、1999 年にゴルバチョフ財団の提案によりはじまった。サミットはローマで開催されてきたが、途中から国際的な会議としての地位を確立し、サミットのテーマに関連して開催都市が選ばれるようになった。世界人権宣言 60 周年（2008 年）にはパリで、ベルリンの壁崩壊 20 周年（2009 年）にはベルリンで開催された。第 11 回目となる 2011 年には、広島・長崎の被爆 65 周年を記念するという意味で「広島の遺産：核兵器のない世界」というテーマで、広島市にて開催された。

ダライ・ラマ 14 世、エルバラダイ元 IAEA（国際原子力機関）事務局長、デ・クラーク元南アフリカ共和国大統領、対地雷禁止運動を世界規模で展開した米国人のジョディ・ウィリアムズ女史、イランの人権活動家のシリン・エバディ女史、北アイルランドの平和運動家のマイルレッド・マグワイア女史の個人受賞者 6 人と受賞 13 団体が参加した。（赤十字はこの 13 団体に含まれる）

x 「人道外交」

「人道外交」とは、「各国赤十字社の能力強化」「効率・効果的な連盟事務局組織の構築」と並ぶ赤十字連盟の戦略（2020 年戦略）を実現するための 3 つ

のツールの一つとして位置づけられている。「人道外交」は、政策決定者やオピニオンリーダーの考え方や行動に影響を及ぼし、社会的弱者の生活改善に資する方向に動かしていくことを目的とする。「相手の態度を変えさせる」ことを赤十字の責任とした点が、アドボカシーを一歩推し進めた概念であるといえる。

より具体的、技術的には、

- 異なるレベル（国際機関としての連盟「事務局」、各国で当該政府の補完的役割を担う各赤十字・赤十字社、そしてボランティア）
- 異なるステージ（赤十字国際会議、テーマごとの専門家会議、緊急災害対応を通じて）

をうまく使い分け、赤十字の最もユニークな特質（端的にいえば、「人道」、「公平」、「中立」、「独立」、「奉仕」、「単一性」、「世界性」の7つの基本原則）を背景に、最も効果のあるレベル／アクターがそれぞれ最も効果のあるステージで人道外交を展開することが期待されている。このための具体的なツールやハンドブック（たとえば、様々なレベルとステージに応じたステートメントの例、軍隊などある特定のアクターと接する際の注意事項などをまとめたもの）も随時整備されている。

xi IPPNW（核戦争防止国際医師会議）

IPPNW は 1980 年 12 月、米ソの医師達が中心となって設立した世界的な団体で、1985 年にはノーベル平和賞を受賞。日本支部事務局は広島県医師会内に設置されている。本部事務局は米国マサチューセッツ州ソマービルにある。2012 年 8 月の広島での第 20 回世界大会は日本で 23 年ぶりの開催となった。

xii CHARP（チェルノブイリ人道支援プログラム）

連盟は 1990 年 1 月から 2 月にかけて、「ソ連邦チェルノブイリ原子力発電所事故周辺調査」を実施し、事故の影響や被災地域住民の健康状況及びニーズを調査した。この調査結果に基づき CHARP が策定された。CHARP の主軸は以下の 3 点。被災地域住民に対し、行政の手の届かない医療保健・社会心理面での支援を提供してきた。

- ①環境放射線管理：放射線量計の整備、各地域の汚染レベル検査（3 年間で 1 万地域 40 万回を実施）、赤十字スタッフ・ボランティアを通じた被災地域住民への保健教育（リーフレット作成）、政府へのデータ提供など
- ②食料品モニタリング：食料品の放射線量検査機の整備、汚染レベル検査（3 年間で 2 万件を実施）住民への情報提供及び相談窓口設置など
- ③移動診療車：移動診療車 6 台整備、被災地域住民の健康状態にかかる情報収集、巡回診療の実施、住民への情報提供、医薬品・ビタミン剤の配付、カウンセリングなど

現在は特に甲状腺癌のスクリーニングが主要事業であり、毎年約 10 万人を対象に実施。2016 年まで継続を予定している。このほか、放射能汚染に関連するストレスや不安解消のための心理社会ケアサービスを提供したり、高い放射能汚染を受けた地域に居住する子どもを対象に、免疫力を高めるための総合ビタミン剤を配布したりしている。2011 年からは新たに女性に対する乳癌検診を併せて実施。放射能汚染による差別が関係住民の健康に影響を及ぼしていること、それによって過疎となった農村・僻地への最低限の医療サービスの提供という観点から、甲状腺癌以外の検査も開始している。